

法務委員会

法 務

委員一覧 (20名)

委員長	渡辺 孝男 (公明)	山東 昭子 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	松村 龍二 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	浜四津 敏子 (公明)
理事	吉田 博美 (自民)	関谷 勝嗣 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	築瀬 進 (民主)	鶴保 庸介 (自民)	長谷川 憲正 (国日)
理事	木庭 健太郎 (公明)	江田 五月 (民主)	扇 千景 (無)
	青木 幹雄 (自民)	千葉 景子 (民主)	角田 義一 (無)
	荒井 正吾 (自民)	前川 清成 (民主)	(17.10.20 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類93件のうち、2種類17件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額を改定等を行おうとするものであり、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行おうとするものである。また、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行おうとするものである。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、裁判官・検察官の報酬等の在り方、報酬等の引下げによる優秀な人材確保への影響、裁判官の人事評価の在り方、地域手当導入による司法サービスの低下懸念と対策、最高裁判所裁判官の退職手当の支給率の相当性等について質疑が行われ、討論の後、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案はそれぞれ多数をもって、最高裁判所裁判官退職手当特例法改正案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、心神喪失医療観察法の施行状況及び対象者等の受入体制の整備状況、日本司法支援センターの準備作業の進捗状況、裁判員制度の実施に向けた取組及び新たな問題・課題に対する対応策、再犯防止に向けた具体的な施策及び大臣の決意、性犯罪者に関する情報共有制度並びに出所情報提供制度の具体的内容及びその実施状況、仮釈放の審理に対する具体的な充実・

強化策、少年に対する勾留決定過誤事案の内容及び政府・最高裁の再発防止策、裁判所の令状審査体制の見直しの必要性、近年の犯罪の発生状況及びその推移並びにその特徴、少年法改正案のポイント及び「厳罰と健全育成」の考え方等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年10月20日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成17年10月25日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 心神喪失者等医療観察法の施行状況に関する件、司法制度改革の進ちょく状況に関する件、国際結婚者に対する入国管理行政に関する件、再犯防止の施策に関する件、行政資料の開示についての最高裁決定に関する件、少年に対する勾留決定過誤事案に関する件、少年犯罪の防止に関する件等について南野法務大臣、富田法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）、長谷川憲正君（国日）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
 - 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
- 以上3案について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
 - 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
- 以上3案について南野法務大臣、富田法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第19号）賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産

（閣法第20号）賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産

（閣法第21号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日
反対会派 なし

- 請願第110号外16件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外75件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○ 成立した議案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成17年度官民較差に基づく報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の裁判官の報酬月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の裁判官の報酬月額を引き下げる。

三 判事特号の廃止

いわゆる判事特号に相当するクラスへの特別職職員の格付けの廃止に伴い、判事の報酬月額に関する特別の定めを削除する。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成18年4月1日からそれぞれ施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成17年度官民較差に基づく俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の検察官の俸給月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の検察官の俸給月額を引き下げる。

三 副検事の号俸の増設

号俸の整備等の観点から、現行の副検事1号と2号の間に、検事8号に相当する号俸を新たに設ける。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成18年4月1日からそれぞれ施行する。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 退職手当の支給率の改定

最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間1年につき100分の240を乗じて得た額に引き下げる。

二 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。